

子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績	17年度実績	18年度実績 (交付決定ベース)	プラン目標値
通常保育事業 (保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	208万人 (平成18年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	15,857か所 (平成18年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	3,629か所 480か所 3,149か所	4,130か所 694か所 3,436か所	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	437か所	480か所	710か所
一時保育・特定保育事業	5,534か所	6,219か所	7,580か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	481か所	643か所	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	270か所	524か所	560か所
病児・病後時保育事業	496か所	598か所	688か所	1,500か所
延長保育事業	12,954か所	13,083か所	15,261か所	16,200か所
休日保育事業	607か所	681か所	798か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	66か所 (平成18年4月1日現在)	69か所 (平成18年11月1日現在)	140か所

(注1)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途上であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)

(注2)平成18年度実績(交付決定ベース)における延長保育事業については、公立分6,285か所、民間分8,976か所となっている。

子育て支援関係事業の地域の取組状況

○ 各種子育て支援サービスの実施状況を見ると、自治体間の差が大きい。

平成17年度子育て支援関係事業実績（都道府県別）

	50～75%			
	①地域の子育て支援拠点 （つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業）	②一時・特定保育事業	③ファミリー・サポート・ センター事業	④育児支援家庭訪問事業
北海道	28.4%	26.8%	5.6%	5.6%
青森県	54.3%	68.2%	7.5%	7.5%
岩手県	33.3%	48.0%	20.0%	11.4%
宮城県	27.4%	22.4%	19.4%	25.0%
秋田県	39.1%	56.4%	12.0%	8.0%
山形県	38.1%	53.2%	25.7%	31.4%
福島県	21.7%	30.8%	9.8%	9.8%
茨城県	53.4%	51.3%	22.7%	34.1%
栃木県	33.1%		21.2%	12.1%
群馬県	48.3%	66.1%	17.9%	12.8%
埼玉県	41.5%	58.3%	47.9%	26.8%
千葉県	29.8%	43.9%	25.0%	21.4%
東京都	8.9%	57.1%	72.6%	33.9%
神奈川県	34.1%		51.4%	37.1%
新潟県	52.5%		28.6%	14.3%
富山県	41.7%		53.3%	26.7%
石川県	67.6%		10.5%	52.6%
福井県	49.4%		0.0%	35.3%
山梨県	40.2%	51.5%	13.8%	51.7%
長野県	42.5%	67.4%	9.9%	14.8%
岐阜県	47.9%	56.8%	23.8%	26.2%
静岡県			33.3%	19.0%
愛知県	27.7%	33.1%	48.4%	40.6%
三重県	47.1%	28.5%	34.5%	27.6%
滋賀県	45.0%	64.0%	26.9%	23.1%
京都府	37.0%	45.3%	28.6%	42.9%
大阪府	42.9%		69.8%	41.9%
兵庫県	21.0%	67.4%	36.6%	22.0%
奈良県	32.7%	42.1%	10.3%	20.5%
和歌山県	22.8%	16.9%	10.0%	6.7%
鳥取県	71.7%	55.0%	36.8%	10.5%
島根県	34.3%		47.6%	33.3%
岡山県	45.7%		31.0%	24.1%
広島県	32.7%	70.1%	39.1%	34.8%
山口県	50.0%		45.5%	22.7%
徳島県	34.8%		16.7%	12.5%
香川県	68.8%	73.8%	0.0%	29.4%
愛媛県	31.0%	55.2%	20.0%	10.0%
高知県	23.5%	13.6%	2.9%	8.6%
福岡県	26.1%	60.0%	17.4%	23.2%
佐賀県	29.8%		8.7%	13.0%
長崎県	40.5%		8.7%	47.8%
熊本県	57.1%		20.8%	12.5%
大分県	31.0%	50.3%	27.8%	27.8%
宮崎県	26.6%	74.1%	6.5%	12.9%
鹿児島県	20.4%	35.1%	4.1%	14.3%
沖縄県	32.1%		9.8%	29.3%
合計	35.9%	61.5%	23.7%	21.7%

※1、2については実施件数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、3、4については実施市町村数÷都道府県内市町村数（H18.3.31時点）により算出。

平成17年度子育て支援関係事業実績（東京都）

	50～75%			
	①地域の子育て支援拠点 （つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業）	②一時・特定保育事業	③ファミリー・サポート・ センター事業	④育児支援家庭訪問事業
千代田区	0.0%			×
中央区	0.0%	0.0%		×
港区	10.0%	20.0%		
新宿区	0.0%			
文京区	0.0%	18.2%	×	×
台東区	0.0%	25.0%		×
墨田区	7.7%	7.7%		×
江東区	4.5%	36.4%		×
品川区	5.6%			
目黒区	20.0%	0.0%		×
大田区	3.6%	0.0%		
世田谷区	6.5%	12.9%	×	
渋谷区		25.0%		
中野区	0.0%	14.3%		
杉並区	0.0%	43.5%		
豊島区	0.0%			
北区	0.0%			
荒川区	0.0%	10.0%		×
板橋区	13.0%	13.0%		
練馬区	8.8%	5.9%		×
足立区	0.0%	5.4%		
葛飾区	4.2%	62.5%		×
江戸川区	21.2%	0.0%		×
八王子市	7.9%	34.2%		
立川市	0.0%	0.0%		
武蔵野市	0.0%		×	
三鷹市	14.3%			
青梅市	9.1%	72.7%	×	×
府中市	0.0%			×
昭島市	33.3%			×
調布市	0.0%			
町田市	40.0%			
小金井市	0.0%			×
小平市	25.0%	0.0%		×
小野市	25.0%	0.0%		
東村山市	0.0%			×
国分寺市	0.0%	40.0%		×
国立市	0.0%	66.7%		×
福生市	0.0%		×	×
狛江市	0.0%	0.0%		×
東大和市	0.0%	40.0%	×	×
清瀬市	20.0%			
東久留米市	14.3%			×
武蔵村山市	20.0%	40.0%		×
多摩市	0.0%			
稲城市	0.0%			×
羽村市	66.7%			×
あきる野市	18.2%	50.0%		×
西東京市	0.0%	66.7%		×
瑞穂町	0.0%			×
日の出町	0.0%		×	×
檜原町	0.0%	0.0%	×	×
奥多摩町	0.0%	0.0%	×	×
大島町	0.0%		×	×
利島町	0.0%		×	×
新島村	0.0%		×	×
神津島村	0.0%		×	×
三宅村	0.0%		×	×
御蔵島村	0.0%		×	×
八丈町	0.0%		×	×
青ヶ島村	0.0%		×	×
小笠原村	0.0%		×	×
合計	8.9%	57.1%	44	21

※1、2については実施件数÷公立中学校数（H18.5.1時点）、3、4については〇は実施、×は未実施。
※1、地域の子育て支援拠点については、東京都単独事業により実施されている「子ども家庭支援センター」は含まない。

次世代育成支援対策推進法の概要

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
→地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - 大企業(301人以上):義務
 - 中小企業(300人以下):努力義務
 - 一定の基準を満たした企業を認定
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)
 - 策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代法に基づく行動計画策定の現状

行動計画策定指針に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定

都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)
都道府県 : 全都道府県で策定済み
市町村 : 全市町村で策定済み

特定事業主(国、都道府県、市区町村)

- 職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画(概ね5か年)の策定
- 目標達成の努力義務

行動計画の策定状況(18年10月現在)
国の機関: 全機関で策定済み 都道府県: 全都道府県で策定済み
市区町村: 約89%の市区町村において策定済み

一般事業主(企業)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(概ね2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(19年12月末現在)
大企業 : 98.3%(13,216社)が策定届出
(従業員301人以上 — 策定が義務付け)
中小企業 : 9,693社が策定届出
(従業員300人以下 — 策定が努力義務)

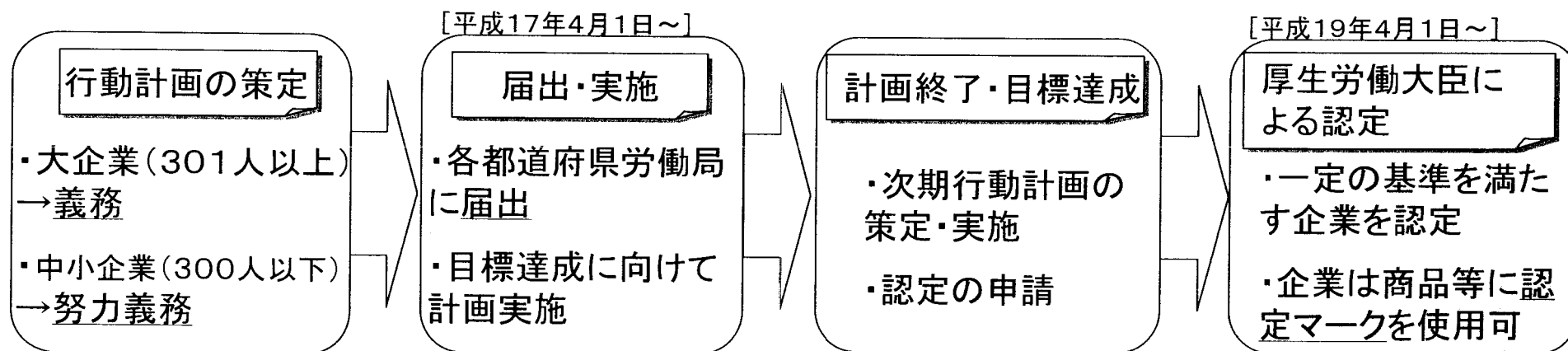
認定状況(19年12月末現在)
認定企業: 403社(301人以上371社、
300人以下32社)

地方公共団体の行動計画の推進

- 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。(平成18年10月1日現在で、すべての市町村が行動計画を策定)
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

	平成17年4月	平成21年4月	子ども・子育て応援プランの目標値
通常保育事業(保育所定員数)	205万人	221万人	215万人
放課後児童クラブ事業(クラブ数)	15,184か所	17,509か所	17,500か所
子育て拠点の設置 ・地域子育て支援センター(施設数) ・つどいの広場(か所数) ファミリー・サポート・センター(か所数)	2,936か所 2,782か所 154か所 344か所	6,432か所 4,570か所 1,862か所 819か所	6,000か所 4,400か所 1,600か所 710か所
一時・特定保育事業(保育所数) ショートステイ事業(施設数) トワイライトステイ事業(施設数) 病後児保育事業(施設数)	5,534か所 364か所 134か所 496か所(派遣型含む)	10,182か所 838か所 585か所 1,422か所(派遣型含む)	9,500か所 870か所 560か所 1,500か所
延長保育事業(保育所数) 休日保育事業(保育所数) 夜間保育事業(保育所数)	12,954か所 607か所 64か所(17年4月)	16,630か所 1,978か所 157か所	16,200か所 2,200か所 140か所

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



行動計画例

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に〇人以上取得

女性:取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …

対策 …

○届出状況(平成19年12月末時点)

301人以上企業の **98.3%**

300人以下企業 **9,693社**

規模計届出企業数 **22,909社**

(300人以下届出企業数19年9月末 7,811社)

○認定状況(平成19年12月末時点)

認定企業 **403社**

審査中の企業 **12社**



次世代認定マーク「くるみん」

認定基準

・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。

・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。

・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。

・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。 など

公表サイト(両立支援のひろば)に掲載された行動計画の例

URL : <http://www.ryouritsushien.jp/index.php>



現在の登録企業

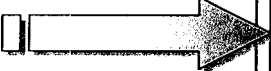
312社
(2008年1月28日現在)

MAIN MENU

HOME

- ▶ 取組事例の閲覧・検索
- ▶ 取組事例の新規登録
- ▶ 両立指標で企業診断
- ▶ FF企業表彰関連情報
- ▶ ご利用にあたって
- ▶ お問い合わせ
- ▶ サイトマップ

企業データ詳細

企業名 株式会社 長岡塗装店
 業種 建設業
 企業規模 従業員数 20名(うち女性5名)
 所在地 島根県松江市西嫁島1-2-14
 電話 0852-26-1641
 FAX 0852-26-1643
 事業概要 塗装工事業・防水工事業・とび土工・建築一式
 一般事業主
 行動計画 [一般事業主行動計画.pdf](#) 
 我が社の両
 立自慢
 子供の看護のために子供1人につき年間5日の有給休暇付与(高校卒業まで)
 保育所の費用の3分の1を助成
 始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ
 1時間までの育児短時間勤務制度
 子育て中・妊娠中の従業員の休憩室新設とマッサージチェア・空気清浄機の購入
 1週間の所定労働時間を1時間短縮
 育児休業取得者の代替要員を確保
 2004年 H15年度働く人と家庭にやさしい事業所表彰(島根県商工労働部政策課)
 2005年 子育て応援団賞受賞 子育てしやすい雇用環境部門(島根県青少年家庭課少子化対策推進室)

URL <http://www.nagaoka-toso.co.jp/>

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 計画期間内に小学校から高校に就学している子どもの看護のための有給休暇を延べ5日取得できる制度の導入

<対策>

- ・平成17年9月 制度の実施にむけて役員研修を行う
- ・平成18年1月～ 制度の理解促進のため、部署ミーティングにて説明を行う
- ・平成18年4月～ 制度の導入並びに社内報を作成し社員に周知する

目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- ・平成17年9月 年次有給休暇取得の現状を把握する
- ・平成17年10月～ 計画的な取得にむけて役員研修を計画期間に3回行う
- ・平成18年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画研修を策定する
- ・平成18年10月～ 社内報などで社員に周知する

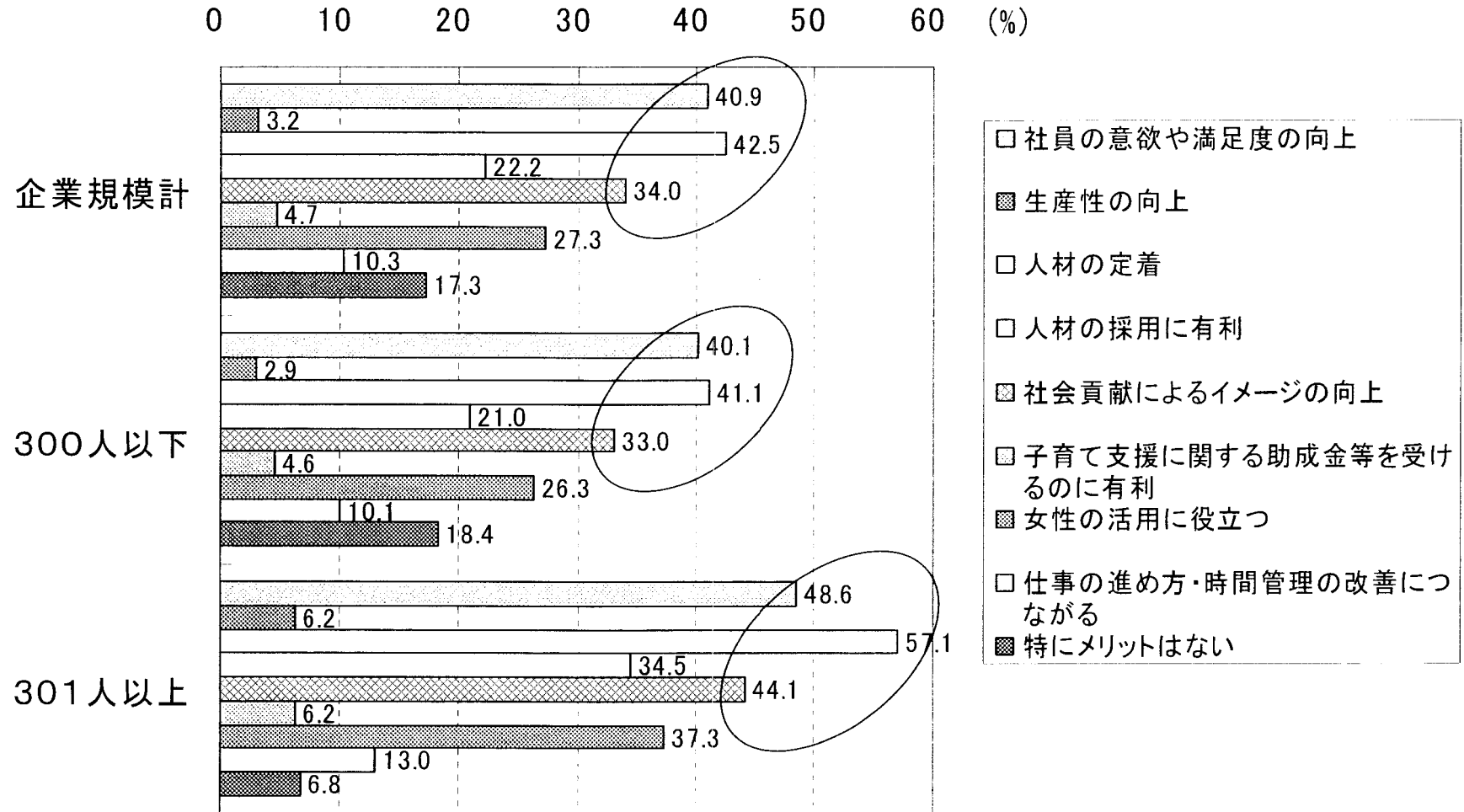
目標3 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」の実施

<対策>

- ・平成17年10月 社内で受入方法や体制について検討する
- ・平成18年3月 社内報などで制度を社員に周知する
- ・平成18年4月～ 参観日を年1回設定し、開催する

行動計画策定のメリット

「人材の定着」(42.5%)、「社員の意欲や満足度の向上」(40.9%)、「社会貢献企業としてのイメージの向上」(34.0%)にメリットがあるとしている。



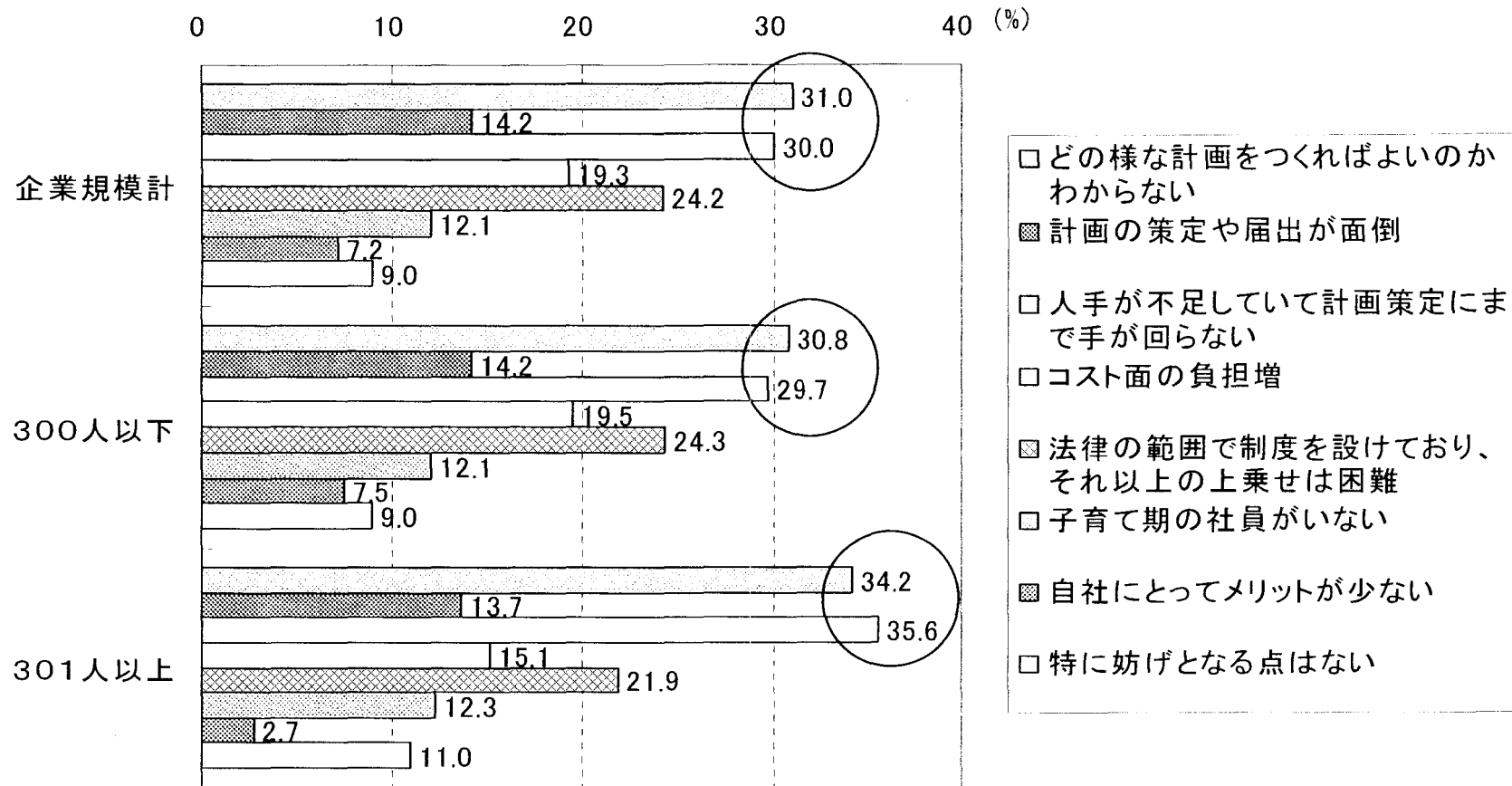
資料出所:「一般事業主行動計画策定支援事業報告書(平成18年)」

(厚生労働省委託事業 全国中小企業団体中央会)より厚生労働省において作成 20

計画策定の妨げとなる点

計画策定の妨げとなる点として、「どのような計画をつくれればよいのか分からない」(31%)、「人手が不足していて計画策定にまで手が回らない」(30%)が多い。

計画の策定に、どのようなことが妨げとなるか



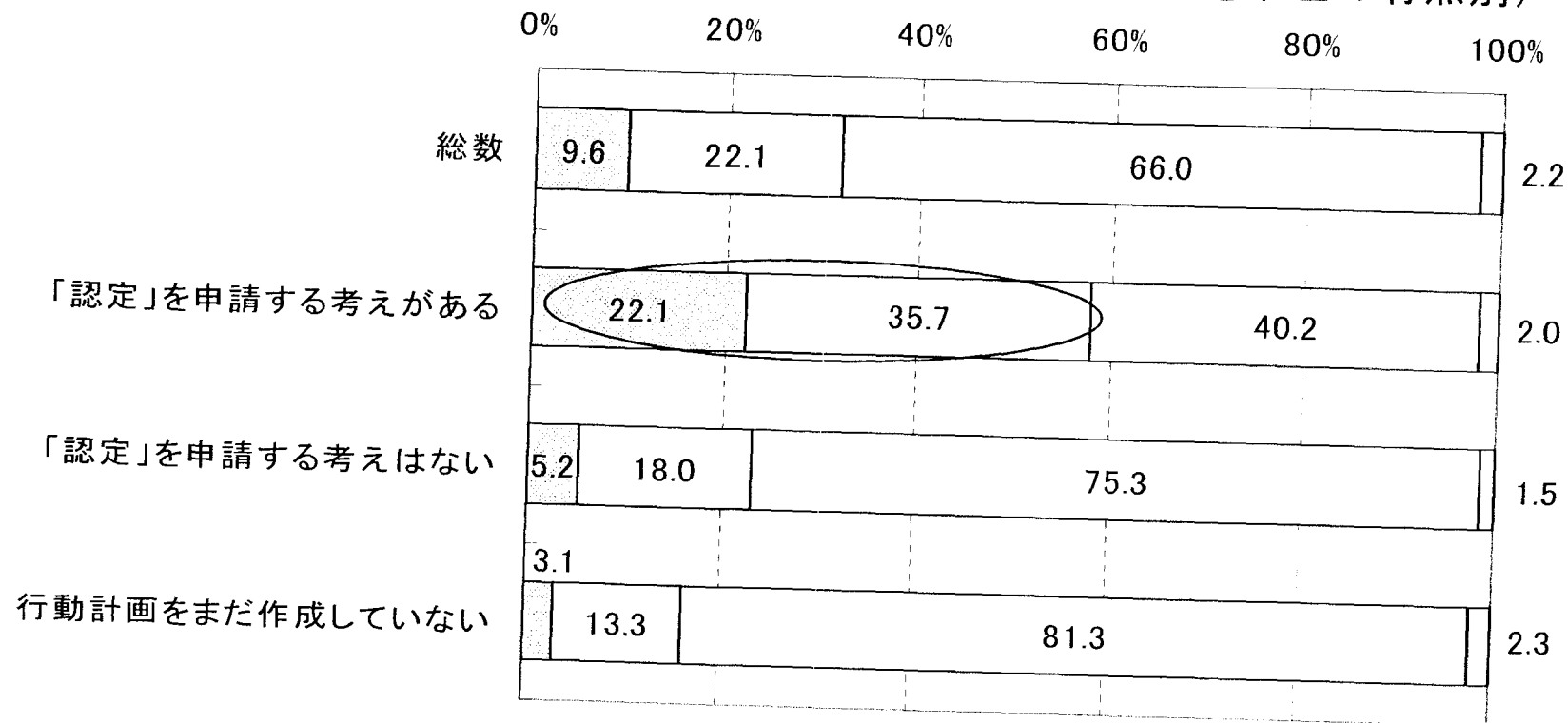
資料出所:「一般事業主行動計画策定支援事業報告書(平成18年)」

(厚生労働省委託事業 全国中小企業団体中央会)より厚生労働省において作成

認定取得に向けた取組の効果

「認定申請をする考えがある」企業のうち22.1%が何らかの男性の育児休業取得促進策を実施しており、今後、検討する予定を含めると、5割を超える。

男性の育休取得促進策の実施状況(次世代法の「認定」希望の有無別)

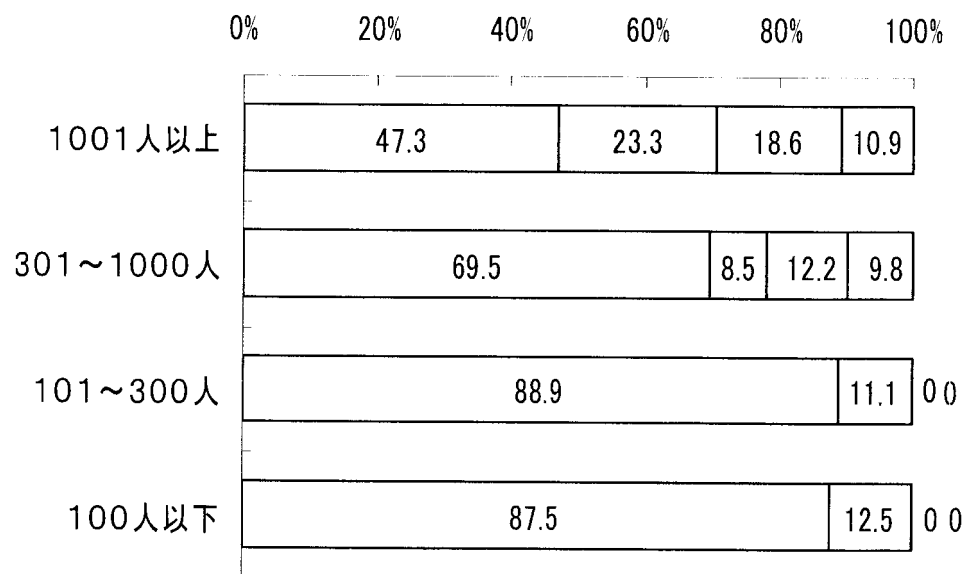


- 対策をとっている
- 今後、検討する予定
- 特段の対策はとっていない
- 無回答

資料出所:「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査(平成19年)」
((独)労働政策研究・研修機構)

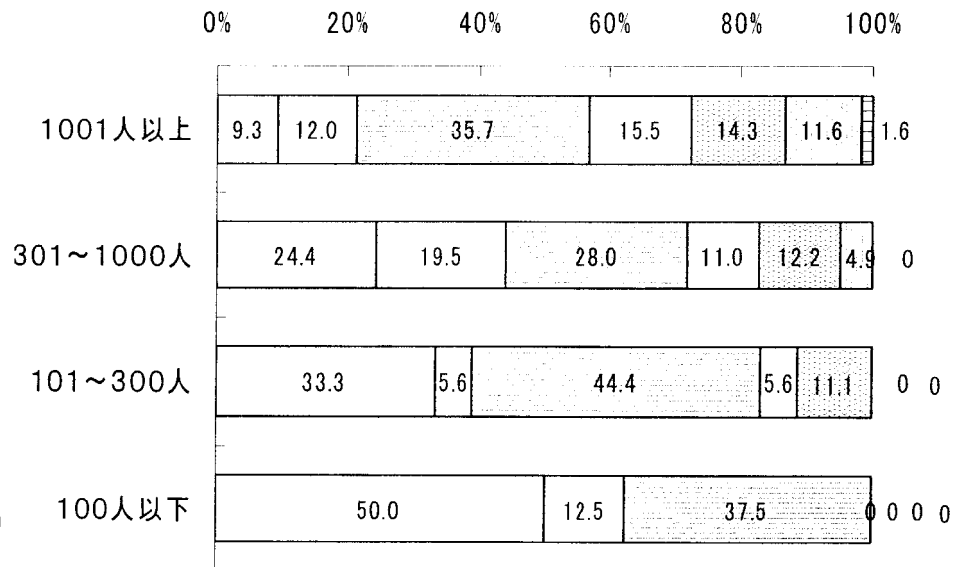
認定企業における男性の育児休業取得の状況

認定企業における男性の育児休業
取得者数



- 1人
- 2人
- 3人～5人
- 6人以上

認定企業における男性の育児休業
取得期間

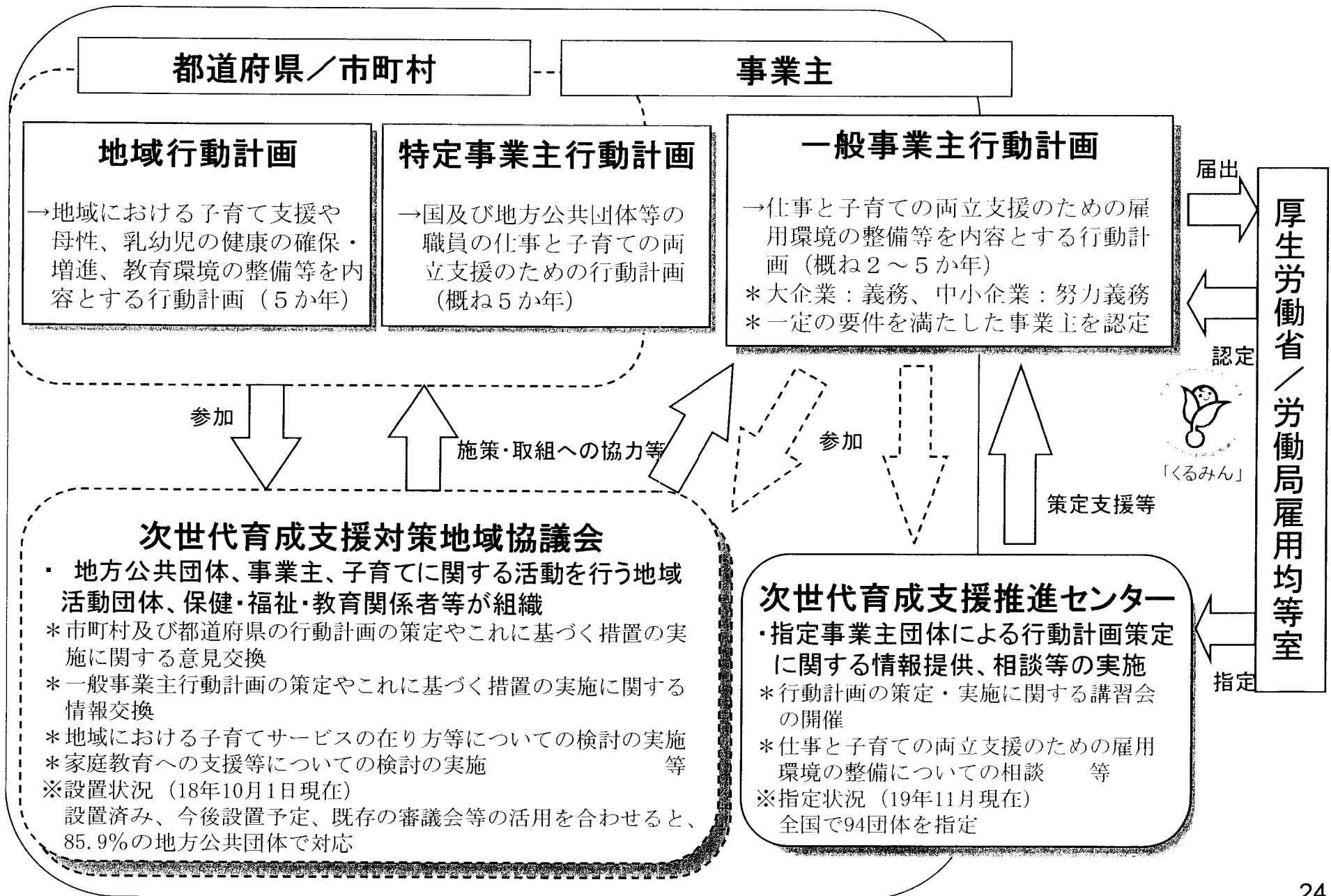


- 1日～2日
- 3日～5日
- 6日以上～1ヶ月未満
- 1ヶ月以上～2ヶ月未満
- 2ヶ月以上～6ヶ月未満
- 6ヶ月以上～1年未満
- 1年以上

※1社につき2人以上の男性の育児休業取得者がいる場合には、最も長い育児休業取得者1人の期間

(平成19年9月末現在・厚生労働省調べ)

次世代育成支援対策に関する地域における取組体制



次世代育成支援対策推進法関係の主な決定

◎次世代育成支援対策推進法(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

附則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎新しい少子化対策について(平成18年6月 少子化社会対策会議決定)

2 新たな少子化対策の推進

(1)子育て支援策

Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)

⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

【資料】

2 新たな少子化対策の推進

(1)子育て支援策

Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)

⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表と従業員300人以下の企業の行動計画策定を促進する。また、取組を強化するため次世代法の改正を検討する。